

別添

障がい者対象委託職業訓練（知識・技能習得科）業者選定基準

《パソコンを活用したOA関係中心の訓練コース》

1 施設・機器等に関する基準

- 当該施設が当該訓練対象としている地域にあること。
- 訓練生の駐車場が敷地内、もしくは近隣に確保できること。
（隣接された駐車場を使用する場合、徒歩約5分以内に訓練会場に着くこと）
- 訓練実施会場が2階以上の場合はエレベーターを使用できること。エレベーターがない場合は、介助ができること。
- 訓練実施場所が JR の駅(新居浜駅、西条駅)もしくは最寄りのバス停から 500メートル以内にあること。
- パソコンが訓練生1人に1台あること。
- OS: Windows11以上、CPU: マルチコア(1GHz)相当、メモリ: 2GB以上を訓練に使用できること。
- Word、Excelのソフト(サポート終了したものを除く)が使えること。
- インターネット、メールの訓練ができること。

2 指導員等に関する基準

- 従事する指導員(助手を含む)の全員がパソコン関係の指導やIT操作に関する講習等の講師等に従事した経験がある等、十分に指導を行うことができる能力を有していること。
- 障がい者のITに係る指導のノウハウを十分に有していること。
- 指導員が急病等の場合、代替職員を確保できる等、訓練に支障が生じないこと。
- 車椅子利用者など入所、退所の際に介助を要する身体障がい者の訓練生には介助要員を設ける等、訓練生に対しての配慮が十分であること。